

Y 1 理事長 B 1 ㊦

当法人が、貴組合の組合員 A 2 に対して平成 2 8 年 5 月 1 6 日付け業務命令を行ったこと並びに貴組合の副分会長 A 3 及び書記長 A 4 に対し、同月 3 0 日付け業務命令、同年 6 月 1 5 日付け業務指示及び同年 7 月 1 3 日付け業務指示を行ったことは、中央労働委員会において労働組合法第 7 条第 1 号に該当する不当労働行為であると認定されました。

今後、このようなことを繰り返さないようにいたします。

(注：年月日は文書を交付する日を記載すること)

3 その他再審査申立てを棄却する。

理 由

第 1 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、X 1 (以下「組合」という。)が、Y 1 (以下「法人」という。)の次の①ないし⑥の行為が労働組合法(以下「労組法」という。)第 7 条各号(号は各行為の後に記載)の不当労働行為であるとして、①ないし④及び⑥については平成 2 8 年 9 月 1 3 日(以下、平成の元号は省略する。)、⑤については追加して 2 9 年 6 月 2 9 日、神奈川県労働委員会(以下「神奈川県労委」という。)に救済を申し立てた事件である。

① 2 7 年 4 月 7 日、組合の分会長である A 1 (以下「A 1 分会長」という。)を偽造有印私文書行使罪で告発(以下「本件告発」という。)したこと(第 1 号及び第 3 号)。

② 2 8 年 3 月 7 日付け最終調査報告書(以下「2 8. 3. 7 最終調査報告書」という。)において、2 6 年 3 月から 4 月にかけて法人施設内で配布された「発行人：C 9」と記載されたビラ(以下「C 9 ビラ」とい

う。)は、法人の職員等に対し、不祥事を揶揄したりセクシュアルハラスメント行為をしたりするものであり、その作成をA1分会長が指示したと結論付けたこと(第1号及び第3号)。

- ③ 28年5月16日付け業務命令書(以下「28.5.16業務命令」という。)により、A1分会長及び組合員A2(以下、組合加入の前後を問わず「A2組合員」という。)に対し、同月7日から8日にかけて法人施設内等で配布された、「私たちはC8党です」、「Y1の業績を安定させてはいけません。新たな職員が集まる環境や、新たな利用者が利用できる環境を作ってはなりません。」と記載されたビラ(以下「C8党ビラ」という。)を大量に頒布した疑いがあるとして、出勤停止等を命じたこと(第1号及び第3号)。
- ④ 28年5月30日付け業務命令書並びに同年6月15日及び同年7月13日付け業務指示書(以下、それぞれ「28.5.30業務命令」、「28.6.15業務指示」及び「28.7.13業務指示」といい、併せて「28.5.30業務命令等」という。)により、組合の副分会長A3(以下「A3副分会長」という。)及び同書記長A4(以下「A4書記長」といい、A3副分会長と併せて「A3副分会長ら」という。)に対し、C8党ビラの作成に関与した疑いがあるとして、繰り返し質問をし、文書回答を求めたこと(第1号及び第3号)。
- ⑤ 29年4月1日付け業務命令書により、A1分会長に対し、C9ビラについて、法人職員に対する人権侵害行為が確実であるとして、法人施設への立入禁止等を命じたこと(第1号及び第3号)。
- ⑥ 28年5月28日以降に組合が申し入れた団体交渉に応じなかったこと(第2号)。

2 本件において請求する救済内容の要旨

- (1) C9ビラ及びC8党ビラについて、A1分会長及び組合員の関与をね

- つ造する行為をやめること。
- (2) 業務命令や業務指示の名を借りた組合活動や組合員の思想及び信条等の調査を目的とした質問、虚偽の告訴や告発等により、組合員に対して不当に圧力をかける行為をやめること。
 - (3) 具体的な理由と証拠を提示することなく、組合員に出勤停止等の業務命令を行わないこと。
 - (4) A1分会長及びA2組合員に対する28.5.16業務命令を撤回し、A1分会長を有料老人ホームC2の生活相談員の責任者に、A2組合員を特別養護老人ホームC1の施設長に復帰させること。
 - (5) A1分会長に対して出された29年4月1日付け業務命令を撤回し、有料老人ホームC2の生活相談員の責任者（又は主任）として職場に戻すこと。
 - (6) 法人は、組合からの団体交渉申入れに対し、誠実に団体交渉に応じること。
 - (7) 謝罪文の掲示及び法人のホームページへの掲載等

3 初審命令の要旨

神奈川県労委は、30年9月27日付けで、上記1①ないし⑥の各行為について、①は申立期間を徒過しているとして救済申立てを却下し、②は労組法第7条1号及び第3号の不当労働行為のいずれにも該当しないとして救済申立てを棄却し、③ないし⑥については、下記のとおり、同条各号（該当する号は各行為の後に記載）の不当労働行為に該当するとして、法人に対し、A1分会長に対する③の業務命令がなかったものとしての取扱い、誠実団体交渉応諾及び文書掲示を命じることを決定し、同日、法人及び組合に命令書を交付した。

- ③ A1分会長に対する28.5.16業務命令（第1号及び第3号に該当）及びA2組合員に対する28.5.16業務命令（第3号

に該当するが第1号は不該当)

- ④ A3副会長らに対する28.5.30業務命令等(第3号に該当するが第1号は不該当)
- ⑤ A1分会長に対する29年4月1日付け業務命令(第1号及び第3号に該当)
- ⑥ 28年5月28日以降の組合の団体交渉申入れに応じなかったこと(第2号に該当)

4 再審査申立ての要旨

組合は、30年10月9日、初審命令を不服として、却下及び棄却部分の取消し並びに上記1①の虚偽の告発等によって組合員に対し不当な圧力をかけることの禁止、②の28.3.7最終調査報告書の撤回、③のA2組合員に対する28.5.16業務命令がなかったものとしての取扱い、④のA3副会長らに対する28.5.30業務命令等がなかったものとしての取扱い並びに掲示すべき文書の記載内容の変更を求めて、当委員会に再審査を申し立てた。

なお、法人は、再審査を申し立てていないが、同月25日、初審命令の救済部分の取消しを求めて横浜地方裁判所に行政訴訟を提起し、本件再審査結審時、同地裁に係属中である。

5 本件再審査の争点

- (1) 本件告発は、労組法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるか(争点1)。
- (2) 法人が、28.3.7最終調査報告書において、26年3月から4月にかけて法人施設内で配布されたビラ(C9ビラ)の作成を指示したのはA1分会長であると結論付けたことは、労組法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるか(争点2)。
- (3) A2組合員に対する28.5.16業務命令は、労組法第7条第1号

の不当労働行為に当たるか（争点3）。

- (4) A3副分会長らに対する28.5.30業務命令等は、労組法第7条第1号の不当労働行為に当たるか（争点4）。

第2 当事者の主張の要旨

1 組合の申立人適格について（法人の主張）

A2組合員は、法人が運営する特別養護老人ホームの最上級の施設長として同施設内の職員管理を行っていたことからすれば、労組法第2条第1号の管理監督者といえるから、組合は、労働組合としての要件を充足せず、申立人適格を有しない。

2 争点1（本件告発は、労組法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるか）について

(1) 組合の主張

法人は、27年4月27日、組合と法人との間の労働協約である法人施設の設備・備品の利用等についての確認書（以下「21.8.21確認書」という。）について、同確認書の法人の印影が偽造であり、A1分会長はそれを知りながら法人に同確認書を提示したことが偽造有印私文書行使罪に当たるとして、本件告発を行った。これは、法人が、A1分会長を被疑者に仕立てることにより、法人の職員及び組合員からの信頼を失わせ、組合の活動を妨害しようとしたものであるから、不利益取扱い及び支配介入に当たる。

この点、初審命令は、27年4月7日の本件告発に係る本件救済申立てが28年9月13日であることから申立期間を徒過しているとして、救済申立てを却下した。

しかし、法人は不起訴となるまで本件告発を維持しており、その告発行為は不起訴処分があった28年12月27日まで継続していたこと

となるから、本件救済申立てが申立期間を徒過したとはいえない。

また、A1分会長が本件告発の事実を知ったのは警察から事情聴取があった同年3月30日であるから、初審命令のように申立期間の始期を本件告発がされた27年4月7日とすると、この件に関する救済申立ては不可能となる。

(2) 法人の主張

本件告発は、客観的証拠に基づき、捜査機関に被疑事実を告げた行為であって、それ自体が直ちに組合員の正当な組合活動を妨害させる等の不利益な効果を及ぼすものでもない。

なお、本件告発は、行為そのものが継続して行われたものではなく、複数に渡って行われたものでもないから、組合が主張するような継続する行為には当たらないし、申立期間の始期について、労組法第27条第2項は「行為の日」と定めるだけで、行為を知った日などとは定めていない。

3 争点2（法人が、28.3.7最終調査報告書において、26年3月から4月にかけて法人施設内で配布されたビラ（C9ビラ）の作成を指示したのはA1分会長であると結論付けたことは、労組法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるか）について

(1) 組合の主張

28.3.7最終調査報告書は、A1分会長がC9ビラの作成を指示した疑惑の人物と結論付けるものであるが、記載された調査経緯をみても、調査は法人の職員であるA5（以下「A5職員」という。）からの聴取だけで他に何らの根拠資料もない客観性のないものであって、その後のA1分会長及び組合員に対する一連の業務命令や業務指示の根拠となり、実際に、A1分会長の解雇処分の根拠となったものであること、さらに、これを組合に送付することで、A1分会長がC9ビラの作成と

いった悪質行為をする人物であると組合内外での評価を下げる効果や組合活動に対する萎縮的效果をもたらすものであることからすると、A1分会長の組合活動を理由とする不利益取扱いであり、組合の組合活動をけん制する支配介入に当たる。

(2) 法人の主張

法人は、C9ビラについて組合が繰り返し調査を要求したことを端緒に、身代わりを強要されていたA5職員の証言等を根拠として、同ビラの作成を指示したのはA1分会長本人であると結論付けた28.3.7最終調査報告書を取りまとめ、これを送付することで、組合及び組合員に任意に意見を求めたにすぎない。確かに、28.3.7最終調査報告書は、一連の処分の根拠となる旨の記載があるが、単に法人の見解にすぎず、直ちに組合の労働組合としての独立性等を損なわせる効力を生じさせるものでもないから、不利益取扱い及び支配介入には当たらない。

4 争点3 (A2組合員に対する28.5.16業務命令は、労組法第7条第1号の不当労働行為に当たるか) について

(1) 組合の主張

28.5.16業務命令は、C8党ビラを配布したことを理由として、A2組合員に対し、出勤停止及び法人の役員及び職員に対する連絡禁止を命じたものであるが、A1分会長以下組合員がこのような文書を作成・配布した事実はないこと、職場における職員等や同人自身がそれを不利益と認識できるような不利益を与えるものであることから、同人の組合活動を理由とする不利益取扱いに当たる。

この点、初審命令は、A2組合員は既に解雇されており、新たに具体的な不利益を生じさせるものではないとして、救済申立てを棄却した。

しかし、28.5.16業務命令は、解雇と別個の不利益処分であり、その根拠も異なる以上、解雇に吸収されるものではなく、新たな不

利益を課すものであるから、令和元年5月16日、A2組合員の地位確認等請求控訴事件において、A2組合員と法人との間で和解が成立していても、救済の必要性がある。

(2) 法人の主張

28.5.16業務命令は、A2組合員がC8党ビラを大量に頒布した疑いが生じたことを理由としたものであり、労働組合の組合員であるとか正当な組合活動をしたことを理由としたものではない。

労働者が解雇されれば、使用者の管理する施設への立入りや出勤ができないことは通常のことであり、その後、業務命令で出勤停止や施設立入禁止を命じられたとしても、解雇とは別に新たに不利益が生じたとはいえない。また、法人施設内には組合事務所は設置されておらず、同人の組合活動に何ら影響を及ぼすものではない。

なお、A2組合員の地位確認等請求控訴事件において、令和元年5月16日、和解が成立し、26年3月25日以降に発した業務命令の全てを撤回するという内容で合意されたから、28.5.16業務命令は撤回されており、存在しない。

5 争点4（A3副分会長及びA4書記長に対する28.5.30業務命令等は、労組法第7条第1号の不当労働行為に当たるか）について

(1) 組合の主張

28.5.30業務命令等は、A3副分会長らに対し、①同人らがC8党員かどうか、②C8党ビラの内容について、法人の見解とそれを批判する組合の見解のどちらが正しいと考えるかについて回答を求めたものであるが、①は個人の思想・信条に関する調査であり、②は法人の見解が正しいか、それを批判する組合の見解が正しいかを選択する立場に組合員を追い込むものであって、不利益性が認められる。

このような調査は組合員に対してしかなされておらず、A1分会長

に対する不当労働行為が続き、法人に逆らえば同様の不利益を受けると
いう危険がある中で、嘘をつけば懲戒の対象となり得る業務命令として
調査を行ったことは、同人らが組合に所属することを理由とする不利益
取扱いに当たる。

(2) 法人の主張

法人は、C8党ビラに、A3副分会長らがC8党員である旨が写真
付きで記載されていたことから、業務命令等により事情聴取を行ったに
すぎず、また、その質問も、答えなければ懲戒処分にするなどと記載し
たことはなく、法人の見解か組合の見解かを選択しなければならない立
場に追い込むといったものでもない。そして、法人は、C8党員である
ことのみをもって職員を不利益に取り扱った事実はなく、積極的にC8
党員として活動していると法人が認識しているA3副分会長らを不利益
に取り扱った事実もない。

第3 当委員会の認定した事実

1 当事者

(1) 再審査申立人等

ア 組合は、11年4月、法人の職員で結成された労働組合であり、
肩書地に事務所を置き、その上部団体はX2（以下「県本部」とい
う。）である。本件再審査審問終結時（令和元年5月10日）現在
の組合員は、5名である。

イ A1分会長

A1分会長は、10年2月1日、法人の施設である特別養護老人
ホームC1（27年4月1日に「特別養護老人ホームC1」と名称
変更。以下「C1」又は「C1」という。）で介護職として就労を
開始し、15年4月頃からは地域担当を、16年4月からはC1の

生活相談員を、19年11月1日からは有料老人ホームC2（27年4月1日に「有料老人ホームC2」と名称変更。以下「C2」又は「C2」という。）の生活相談員を務めた後、23年2月21日にはC2の生活相談員の責任者を解任され、同年4月18日、C1所属の運転手へと配置転換された。

また、A1分会長は、11年4月の組合結成から3年間及び23年4月1日以降現在に至るまで、分会長を務めている。【甲61】

ウ A2組合員

A2組合員は、22年9月1日、法人に幹部候補生である事務局長として採用されたものの、適格性の欠如等を理由に25年6月1日付けでC1の施設長に配置転換された。

その後、A2組合員は、26年2月7日付け「施設長解任通知兼就業拒否通知書」（以下「26.2.7施設長解任及び就業拒否通知」という。）により、適格性の欠如等を理由に、同月8日から法人関係者との接触や施設敷地内への立入りを禁止されるとともに、同月28日付けで施設長を解任され、さらに、同年3月24日付け「普通解雇通知書」（以下「26.3.24解雇通知」という。）により、同月25日付けで解雇された。

また、A2組合員は、26年2月10日、上記の解雇問題に関する支援を期待して、組合に加入した。

A2組合員は、法人による上記解雇について、27年1月15日、横浜地方裁判所川崎支部に、地位確認等を求める訴訟を提起し、同支部は、30年7月12日、A2組合員が法人に対し、労働契約上の権利を有する地位にあること、C1の施設長の地位を有すること等を認める判決を言い渡した。法人は、これを不服として東京高等裁判所に控訴したところ、令和元年5月16日、同裁判所において、

法人とA2組合員との間で、26年3月25日付けでA2組合員は法人を退職する旨の和解が成立した。

【甲62、甲79、甲80、乙18、甲85、審査の全趣旨】

(2) 再審査被申立人

法人は、「C10協議会」という老後保障を求める川崎市内の市民運動が中心となり、川崎市から土地の無償貸与等を受け、元年3月、社会福祉法人Y1として同市内に設立され、27年4月、法人名を現在の名称に変更し、28年1月に肩書地へ移転した。

法人は、肩書地に理事会の下部組織である法人本部を置き、川崎市内にC1、C2及びグループホームC3を、横浜市内にC4、C4居宅介護事業センター等の施設を運営している。

本件初審審問終結時現在の法人の職員は、123名である。

2 28年5月16日付け業務命令の発令前までの経緯

(1) 組合及び県本部（以下「組合ら」という。）は、法人が、①A1分会長をC2の生活相談員の責任者から解任し、減給処分としたこと、②同人をC2の生活相談員からC1所属の運転手に配置転換したこと、③職員や組合に対し組合活動を非難する文書を送付等したこと、④組合の申し入れた団体交渉に誠実に対応しなかったことは、労組法第7条第1号、第2号及び第3号に該当する不当労働行為であるとして、23年6月20日、神奈川県労委に救済を申し立てた（以下、当該申立てを「前件申立て」という。）。【当委員会に顕著な事実】

(2) 神奈川県労委は、前件申立ての①から④までの各行為がいずれも不当労働行為に該当する旨判断し、法人に対し、①A1分会長に対する生活相談員の責任者解任及び減給処分をなかったものとして取り扱い、同人を責任者に復帰させ、職務手当相当額（年率5分加算）を支払うこと、②同人の運転手への配置転換をなかったものとして取り扱い、C2の生

活相談員に復帰させること、③前件申立ての①から④までに関する文書の手交及び掲示を命じる旨記載された命令書の写しを、25年3月12日、組合ら及び法人に対して交付した（以下、当該命令を「前件初審命令」という。）。【当委員会に顕著な事実】

- (3) 法人は、25年3月21日、当委員会に対し、前件初審命令の取消し及びこれに係る各救済申立ての棄却を求めて再審査を申し立てた。これに対し、当委員会は、法人の再審査申立てをいずれも棄却し、前件初審命令の主文を一部訂正する旨記載された命令書の写しを、26年3月27日、組合ら及び法人に対して交付した（以下、当該命令を「前件再審査命令」という。）。【甲54、甲55】
- (4) 26年3月下旬から同年4月上旬、C1やC2などの法人施設内において、「理事・管理者、職員のみなさんへ」と題する文書が配布された。同文書には、「地域や職場にビラ撒き、集会をすることが本当に施設や利用者、職員のためになっているのか?」、「上辺は立派なことをもってもららしく言っているけど嘘ばかりの方々の張り紙署名にもううんざり。この人たちの騒ぎに巻き込まれないようにしませんか」といった、主に組合や組合員の活動を非難する趣旨の記載があった。また、同文書には、A1分会長を含む複数の組合員の写真が掲載され、末尾には「発行人：C9」との記載があった（C9ビラ）。【甲12、甲63】
- (5) 組合は、法人に対し、26年4月8日付け「要求書」と題する文書を交付した。同文書には、C9ビラの配布は「書かれている内容からすれば、どう考えても『内部の者によるもの』と判断せざるを得ません」として、これに対する法人の見解を明らかにするとともに、徹底した調査を実施し、その結果を明らかにするよう求める旨の記載があった。【甲63】
- (6) 法人は、26年4月21日、前件再審査命令を不服として、東京地方

裁判所（以下「東京地裁」という。）に同命令の取消しを求める訴訟（以下「26年（行ウ）第189号事件」という。）を提起した。【甲55】

(7) 組合は、組合員であるA5職員に対し、26年5月13日付け「通知文」と題する文書を交付した。同文書には、A1分会長が電話、メール等で何度も面談をしたい旨申し入れていたにもかかわらず、A5職員は長期にわたって無視し続けていることなどから、組合は、C9ビラに使用された写真について同人が盗撮したものではないかとの疑念を持っているとして、同月16日までに都合の良い日時を連絡し、弁明するよう求める旨の記載があった。しかし、これに対するA5職員からの返答はなかった。【甲60、甲64、乙15】

(8) 組合は、A5職員に対し、26年5月17日付け「通知文(2)」と題する文書を交付した。同文書には、26年5月13日付け「通知文」で組合の求めた連絡がない場合、A5職員が「弁明・釈明を放棄した」とのみなし、「『謀略ビラ』に使用された写真の多くがA5組合員によって盗撮された」との判断する旨、また、組合はA5職員に対し、「組合・分会の情報を法人・理事長へ漏洩した行為」についても疑念を持っている旨、連絡の最終期限を同月20日とする旨の記載があった。その後、同月21日にA5職員からA1分会長に対して前記「通知文(2)」についてメールの送信があり、翌22日にかけて両者の間でメールのやり取りがあった。その中で、A1分会長からは、「私たちは、貴方が『弁明・釈明を拒否した』ものと判断し、必要な確認と対応の検討・手続きに入りたいと思います」との送信があり、A5職員からは「拒否はしていません」との返信があったが、その後はA1分会長からの送信に対するA5職員からの返信はなくなった。（なお、上記通知文にされた謀略ビラとは上記(4)のC9ビラを指す。以下の引用文の記載も同様である。）

【甲 60、甲 65、乙 15】

- (9) 組合は、A 5 職員に対し、26 年 5 月 30 日付け「除名通知」と題する文書（以下「26. 5. 30 除名通知」という。）を交付した。

26. 5. 30 除名通知には、「処分に至る経緯」として、「分会は、A 5 組合員に対し、3 月下旬と 4 月上旬に C 1 と C 2 で配布された『謀略ビラ』への関与、および、分会会議の資料や会議報告などの『情報漏えい』について、分会長からの連絡をここ数か月にわたって無視し続けてきた経緯などから『分会として疑念をいただいている』ことを明確に伝えたいと、それに対する『弁明・釈明』を求める旨を通知してきました。しかし、A 5 組合員からは、初めの『通知文』から 1 週間以上連絡がなかったばかりか、その後に送られてきた何回かのメールでも、逆に質問がされるだけで、『謀略ビラ』への関与や『情報漏えい』についての明確な否定は一切ありませんでした。そして、『弁明・釈明の期日についての希望日を連絡するように』という再三にわたる要請にも、具体的な希望日はまったく示そうともしませんでした。」との記載が、また、「処分理由」として、「前記の経緯をふまえ、私たちは、A 5 組合員が『弁明・釈明を放棄した』ものとみなし、『謀略ビラ』に関与し『情報漏えい』をおこなっていた可能性が極めて高いと判断しました。」、「『謀略ビラ』は、組合員を盗撮した写真を掲載し、また、事実云々は別にして組合員の私事を暴露する記載もあり、まともな名前すら明らかにしない卑劣極まりないものでした。そして、明らかに組合を攻撃し、組合員を誹謗・中傷する内容のものでした。そうした『謀略ビラ』への関与と、分会内部資料の法人・理事長への恣意的『漏えい』は、組合と組合員への裏切り行為であり、断じて許すことはできません。」、「A 5 組合員の関与があった可能性が極めて高いこうした行為は、分会規約第二十二條の 2 『組合の名誉を傷つけたとき』に該当し、事の重大

性からも『除名』が相当と判断しました。」と記載されていた。【甲 36、甲 66】

(10) 当委員会は、26年12月10日、東京地裁に対し、前件再審査命令に関する緊急命令の申立てを行い、東京地裁は、27年3月25日付けで緊急命令を発した。【甲 58】

(11) 法人は、27年4月7日、21.8.21確認書に押印された法人の印影が偽造されたものであり、それを知りながら同文書を法人に提示したA1分会長の行為が偽造有印私文書行使罪に当たるとして、本件告発をした。

なお、21.8.21確認書には、組合が法人の一定の施設、備品等を使用することができ、利用料として年間2万円を法人に支払う旨の記載があった。【甲 16】

(12) 27年5月9日、C2の職員用靴箱内に、また、同月11日、C1の職員休憩室にある机の上に、「私たちの願い」と題する文書が置かれていた（以下、当該文書を「告発文」という。）。

告発文には、「法人に是正を促すのであれば法人と向き合って話し合いをするべきであり、裁判をいたずらにA1氏が組合分会長であるという立場だけを利用して労働争議という建前で訴訟に委ね、地域に対してビラまき活動や郵送物の一方的な送り付けやストーカー的な付きまとい行為、（中略）虚偽や捏造で主張する団体に嫌気がさしている人たちが多くいて、その手伝いをさせられていた人たちが声を上げ始めている」、「虚偽や捏造の一つとしてA1氏は自作自演のチラシを法人内部に配布し、法人が組合を断裂させるための謀略であると法人を攻撃するために私たちにチラシの作成を依頼し、配布をさせました。」、「しかし前回のビラを配布した後は、ある組合員を法人の仲間であると作り上げて組合を除名しました。」、「A1氏は、自身の行ってきた恫喝行為

や虚言で多数の人の人生をおかしくした責任を法人の責任を問う前に誠意を見せなければあなたの周囲は組合の立場と政党の立場の関係者しかいなくなる」、^(マ)「A 1 氏を率いる X 3 は A 1 氏自身の擁護活動のためばかりにカンパの強要や法人経営を悪くし、現理事体制の打倒ばかりを主張し、自分たちの理想国家を確立しようとしている」などの記載があった。【甲 11、甲 13】

- (13) 組合は、法人に対し、27年5月12日付け「要求書」と題する文書を交付した。同文書には、告発文について、組合や組合員を中傷する謀略ビラであり、法人内部の者により配布された可能性が高いことから、早急に調査を実施し、その結果を公表するとともに、法人の見解を示すよう要求する旨の記載があった。【甲 39】
- (14) 法人は、A 1 分会長に対し、27年6月5日付け「業務指示」と題する文書を交付した。同文書には、A 1 分会長が C 9 ビラ及び告発文の作成者を法人内部の者であると主張する根拠や、C 9 ビラに関連した組合員の処分の有無、A 1 分会長を非難する内容の告発文に対する見解等について報告書の提出を求める旨の記載があった。【甲 40】
- (15) 組合は、法人に対し、27年6月12日付け「抗議文」と題する文書を交付した。同文書には、上記(14)の業務指示書による業務指示は、組合への明らかな干渉行為であり、不当労働行為に当たる違法なものであるとして抗議する旨の記載があった。【甲 67】
- (16) 法人は、A 1 分会長に対し、27年6月15日付け「業務指示（①C 9 文書および②告発文についての調査関連、その2）」と題する文書を交付した。同文書には、法人は、C 9 ビラ及び告発文が法人施設内で許可なくまかれた上、何の根拠もなく法人が関与していると虚偽の宣伝がなされたことを重大な問題と捉え、関係者に公平な調査を実施しているとして、A 1 分会長に対し、C 9 ビラ及び告発文に関する法人の質問に

回答する報告書の提出を再度求める旨の記載があった。【甲 68】

- (17) 東京地裁は、27年11月27日、26年（行ウ）第189号事件について、法人の請求を棄却する判決を言い渡した。

なお、上記判決は、その判決書の「事案の要旨」欄において、前件再審査命令の「初審命令訂正後の主文」を引用していた。【甲 55】

- (18) 横浜地方裁判所（以下「横浜地裁」という。）は、27年12月18日、前記(10)の緊急命令に従わなかったとして、法人に対し、30万円の過料を科す決定をした。【甲 69 の 1】

- (19) 法人は、27年12月27日、上記(17)の請求棄却判決を不服として、控訴した。これに対し、東京高等裁判所（以下「東京高裁」という。）は、28年4月21日、法人の控訴を棄却する判決を言い渡した。【甲 56】

- (20) 組合は、上記(19)の28年4月21日付け東京高裁判決を受けて、同年5月8日の午前10時から小田急電鉄多摩線C6駅周辺において「地域ビラ配布 大街宣行動」を行い、同日午後2時から川崎市立C7において「争議報告集会」を行う旨の周知ビラ（以下「28. 5. 8街宣・集会周知ビラ」という。）を配布し、また、同ビラに記載されたとおり5月8日に「地域ビラ」（以下「28. 5. 8配布ビラ」という。）を配布した。「28. 5. 8配布ビラ」には、法人の前理事長B2（以下、理事長在任時を通じて「B2理事長」という。）は「『福祉を食い物』にする運営・法人の『私物化』をやめろ」、「『X1』争議へのご支援・ご協力をお願いします!」、「X1のA1分会長（県本部委員長）が不当に処分・配転されてから5年が経過しました。」、「この事件は法人理事長の組合敵視の不当労働行為を、県・中央労働委員会が認定し、組合に対する謝罪を命令したのですが、法人は納得せず裁判で争っていたもので、4月21日、東京高裁でも法人の訴えが棄却され、組合の

勝利が確定しています。」、「B2理事長はこうした判決に対してまったく反省せず、この他にも施設長解雇事件を含め6つの裁判を抱えています。こうして公費でもある法人財政を裁判費用に浪費し続ける一方で、そのしわ寄せを現場に責任転嫁し、利用者・職員の処遇を蔑ろにして、福祉を食い物にする『やりたい放題』を続けています。」との記載があり、末尾には組合名、連絡先として電話番号やメールアドレスが明記してあった。【甲3、甲5、甲9】

(21)法人は、28年5月9日、上記(19)の控訴棄却判決を不服として、最高裁判所（以下「最高裁」という。）に上告提起及び上告受理の申立てを行った（以下、上告提起事件を「28年（行ツ）第255号事件」、上告受理申立て事件を「28年（行ヒ）第295号事件」という。）。

【審査の全趣旨】

3 28. 5. 16業務命令の発令から本件申立てまでの経緯

(1)ア 法人は、A1分会長及びA2組合員に対し、28年5月16日付け業務命令書を交付した（28. 5. 16業務命令）。同文書には、「第1 命令」として、「別途の業務命令があるまで、下記の事を命ずる。」、「① 担当する一切の業務を停止すること」、「② 就労場所への出勤停止」、「③ 当法人役員・職員への架電、電子装置を用いた文書の送信、文書の郵送、面会等を実施してはならないこと」、「第2 理由」として、「貴殿らには、平成28年5月7日ないし8日、当法人施設内及び周辺等において、『私たちはC8党です。Y1の業績を安定させてはいけません。新たな職員が集まる環境や、新たな利用者が利用できる環境を作ってはなりません』旨の文書を大量に頒布した疑いが生じております。」、「上記事件が事実^(ママ)あれば、貴殿らは、当法人就業規則に違反する恐れがあります。」、「現在、貴殿らが上記文書を大量に頒布する様子を撮影し

た写真等を確保するなど、調査を開始したところですが、当該調査を円滑・公正に遂行するべく、また、上記行為が疑われる貴殿らが証拠等の隠滅を図ることを防止すべく、一時、貴殿らの当法人内への立入を禁止しなければなりません。」「第3 告知・聴聞の機会」として、「上記のとおり、貴殿らには、就業規則違反の疑いがあります。」「これに対し、貴殿らに対し、告知・聴聞の機会を設けますので、おって、業務命令があり次第、指定の場所に出頭してください。」「もちろん、出頭しないという態度をとることも可能ですが、かような態度も、今後の諸手続きの際に勘案致しますのでご了承ください。」「追記」として、「当法人としては、A2殿は既に当法人の職員ではないとの態度に変わりありませんが、今後の司法の判断如何に鑑み、念のため、同通知を致します。」との記載があった。

イ 上記アの「第2 理由」で挙げられた文書には、「麻生区近隣の皆さん こんにちは私たちはC8党です！！」との表題に続き、「社会福祉法人Y1は私たちのものです。」「法人名称は変更されましたが私たちは権利を主張し続けます。」「社会福祉法人Y1は私たち同士のために建設された特別養護老人ホームでした。私たちの中の平等を介護保険が始まったからといって私たちが独占できないとは不平等ではありませんか。」「そのためにはY1〔旧Y1〕の業績を安定させてはいけません。そのために私たちは、新たな職員が集まる環境や新たな利用者が利用できる環境を作ってはなりません。そのために5月8日に地域に対するビラ配布を徹底的に実施します。」「ぜひ5月8日10：00から小田急C6駅南口に集合ください。ぜひ大々的にカンパも皆様からご協力、ご支援お願いします!」「私たち政党同士のための民主的な運営にご理

解とご協力をお願いします！」との記載があった（以下、当該文書を「C8党ビラ」という。）。

なお、C8党ビラには28年5月1日開催の第87回川崎メーデーの際に撮影されたA1分会長、A3副分会長及びA4書記長らの写真が転載されていた。当該写真は、同日に県本部がツイッターに投稿したものであった。

ウ 組合らは、法人に対し、28年5月16日付け「抗議文」と題する文書を交付した。同文書には、A1分会長及びA2組合員がC8党ビラの作成や配布をした事実は一切なく、28.5.16業務命令による命令は、事実でないことを理由にした不当なものであり、事実を把握するための事情聴取もしていないことからすると、組合に対する悪意・敵意を持った「でっちあげ」による処分であるとして強く抗議するとともに、同命令を直ちに撤回し、謝罪することを求める旨の記載があった。

法人は、A2組合員に対し、28年5月18日付け文書により、上記ア記載の告知・聴聞について、同月24日に法人施設にて行うので出頭するよう求めたが、A2組合員は、法人に対し、同月22日付け「業務命令書並びに聴聞についての回答」により、「すでに法人を解雇されている状況下で、法人からの業務指示に従う義務はない」等と回答した。【甲1、甲2、甲4、甲81、甲83、甲84】

(2)ア 法人は、組合に対し、28年5月18日付け「C9文書および告発文について報告及びお願い」と題する文書（以下「28.5.18報告書」という。）を渡した。同文書には、法人のコンプライアンス推進本部による内部調査の結果を記載した28年3月7日付け最終調査報告書「C9文書および告発文について」（28.3.7最終調査報告書）を添付した上で、法人の調査結果について意見等が

あれば文書で提出するよう求める旨の記載があった。

イ 28. 3. 7最終調査報告書には、C9ビラは、法人の職員に関する不祥事を揶揄したりセクシュアルハラスメント行為をしたりするという大変問題のある文書であるとして、C9ビラ、告発文のいずれも、「分会関係者やその関連団体『C1を市民の手に取り戻す会』（中略）関係者以外には知りえない事実をベースに書かれており、法人側に作成することはできないことは明らかである」とする一方で、告発文に記載された「法人の仲間」であるとして組合を除名された組合員とはA5職員であり、同職員が、「2014年（平成26年）5月に自身に送られてきた処分決定書を提出いたしましたので、C9文書の作成者と決め付けられて組合を除名されたことは間違いなく、このことにより、「『告発文』が事実無根の『謀略文書』ではなく、作成者たちが認識していた事柄に基づく『告発文書』であり、「法人としては、『A1分会長の指示によりC9文書が作成された』とする告発については、ほぼ事実であろうと考えるのが適切である」と記載されていた。【甲10、甲11】

(3) 法人は、28年5月24日、A1分会長に対し、C8党ビラについての事情聴取（以下「28. 5. 24事情聴取」という。）を実施した。法人側の出席者は、B2理事長、弁護士B3（以下「B3弁護士」という。）外2名であった。

B3弁護士は、C8党ビラが、28年5月7日から8日にかけて法人施設内でまかれた事実がある旨述べたうえで、A1分会長のツイッター及びC8党ビラに同月8日に参集を求める旨の類似した記載があること、同ツイッターに掲載されたA1分会長の写真と同様のものが同ビラにも掲載されていることなどから、法人は、A1分会長が同ビラを作成してまいったのではないかと考えているとして、同ビラへの関わりがあ

るか、また同人にとって休日であった両日に28. 5. 8街宣・集会周知ビラで集合場所として指定されたC6駅の周辺に来たかについて尋ねた。これに対し、A1分会長は、C8党ビラへの関わりはなく、同月7日は同駅周辺には行っていない、同月8日は同駅周辺で28. 5. 8配布ビラを実際に配布した旨の回答をした。

これに対し、B3弁護士は、C8党ビラに「5月8日10:00から小田急C6駅南口に集合してください」との記載があり、28. 5. 8街宣・集会周知ビラの記載と集合日時・場所が一致することから、心当たりはあるかについて尋ねたところ、A1分会長は、心当たりは全くない旨の回答をした。

また、B3弁護士及びB2理事長は、A1分会長らがC8党ビラの配布時に敷地に入ったマンションの住民から法人に苦情が来ている旨を伝えるとともに、同弁護士は、ビラ配布について小田急電鉄株式会社と折衝しているのかについて尋ねた。これに対し、A1分会長は、ビラ配布に対する苦情を受けた法人の対応としては、同ビラ記載の組合の連絡先に直接連絡するよう回答すれば足りるはずであり、同弁護士らの上記行為は組合活動に対する介入に当たる旨の回答をした。

以上のようなやり取りの後、A1分会長は、B3弁護士に対し、28. 5. 16業務命令の「貴殿らが上記文書を大量に頒布する様子を撮影した写真等を確保するなど、調査を開始した」との記載にある「写真」の特定及び提供を求めたところ、同弁護士は、当該写真には文書を持ったA1分会長及びA2組合員が写っているものの、その文書がC8党ビラであるとは特定されておらず、C8党ビラの配布時に撮影されたものであるとの疑いが生じている旨の回答をした上で、当該写真の提供を拒否した。

また、A1分会長が、今後の自身の処遇について尋ねたところ、B

3 弁護士は、調査終了後に法人から通知を行う予定であり、通知までに 1 か月も要しない旨の回答をした。【甲 3】

(4) 組合は、法人に対し、28 年 5 月 28 日付け「団体交渉申し入れ書」と題する文書（以下「28. 5. 28 団体交渉申入書」という。）を交付した。同文書には、要求事項として、① 28 年 5 月 16 日付け業務命令を撤回し、A 1 分会長及び A 2 組合員を職場に復帰させること、② 上記業務命令に関し、法人としての責任の取り方や違法性の認識について明らかにすること、③ 28. 5. 18 報告書は 28. 5. 16 業務命令とともに A 1 分会長を陥れようという企て・策動であることは明らかであり、強く抗議して謝罪を要求するとともに、法人の主張について改めて見解を求める旨の記載があった。【甲 28】

(5) 法人は、A 3 副分会長及び A 4 書記長に対し、28 年 5 月 30 日付け業務命令書を交付した（28. 5. 30 業務命令）。同文書には、C 8 党ビラに掲載された写真には A 3 副分会長や A 4 書記長ら組合員が写っており、同ビラの作成に同人らが関与したのではないかとの疑念を抱かせるものになっていることから、両名に対し、当該写真に写っているのは第 87 回川崎メーデーに参加した自身であることに間違いはないか、C 8 党員であるか、撮影者を知っているか、同ビラの作成者に心当たりがあるか、同ビラを配布したかなどの質問に書面で回答するよう命じる旨の記載があった。【甲 6 の 1、甲 6 の 2】

(6) 組合らは、法人に対し、28 年 5 月 31 日付け抗議文と題する文書を渡した。同文書には、A 3 副分会長及び A 4 書記長は C 8 党ビラの作成・頒布には一切関与しておらず、28. 5. 30 業務命令の内容は、組合に対する「組合員の関与をでっちあげようという卑劣な策略・策動」であることは明白であるから、激しい怒りをもって抗議するとともに、直ちに撤回して謝罪することを強く求め、併せて、今回の不当な業務命

令については団体交渉の交渉事項とするので、今後、両名に対する問合せは組合を通じて行うよう通知する旨の記載があった。【甲 71】

- (7) 法人は、組合に対し、28年6月6日付けで文書を渡した。同文書には、法人は、C8党ビラにおいて、業務環境を破壊するという極めて憂慮すべき脅迫を受けていること、同ビラにA1分会長、A2組合員、A3副分会長及びA4書記長の写真が掲載されており、法人としては同人らに事情を確認せざるを得ない立場にあること、現段階では、同人らが同ビラを配布したと断定はしておらず、調査中であり、処分もしておらず、事情を聴いているだけであること、28.5.16業務命令は、法人の職員や利用者の安全を確保し、業務を安定的に確保するためのやむを得ない措置であり、善管注意義務の範疇に入るものと判断していることなどの記載に続き、28.5.28団体交渉申入書に対する回答として、次のような記載があった。

「一、今回のA1に対する業務命令は、あくまでも、事件の調査を行う上で必要な範囲で行っているものです。決して貴組合を敵視するものではなく、貴組合員の関与をでっち上げるものでもありません。なお、『職場に戻すこと』を団交の議題とされておりますが、事件の調査中であり当法人としては議論の余地もなく到底受け入れることができません。したがって、これを団交の事由とすることは賛成しかねます。

二、C9文書に関する報告書をご確認いただいたようですので、意見、反論があれば文書にて所定の期日までにご提出ください。その意味で団交の議題ではありません。

以上、貴殿からの申入れ事項は、団交において協議するものではありませんので、団交を行う必要はありません。」【甲 32】

- (8) 組合は、法人に対し、28年6月7日付け「団体交渉の件（抗議・再

要求)」と題する文書（以下「28. 6. 7団体交渉申入書」という。）をファックスで送信した。同文書には、上記(7)の文書で団体交渉を拒否した法人の対応について強く抗議するとともに、28. 5. 28団体交渉申入書記載の①から③までの要求事項並びに上記(6)の抗議文記載の28. 5. 30業務命令の撤回及び謝罪要求について回答を求める旨の記載があった。【甲29】

(9) A3副会長及びA4書記長は、法人に対し、28年6月8日付けで、28. 5. 30業務命令に対するそれぞれの回答を記載した文書（以下「28. 6. 8A3回答書」及び「28. 6. 8A4回答書」という。）を交付した。いずれの回答書にも、同人らはC8党ビラに関与しておらず、同ビラに関する問合せは、以後組合を通じて行うよう求める旨の記載があった。【乙12-3②・③】

(10) 法人は、A3副会長及びA4書記長に対し、28年6月15日付け業務指示書「C8党ビラ問題その2」と題する文書を交付した（28. 6. 15業務指示）。同文書には、28. 6. 8A3回答書及び28. 6. 8A4回答書に対する説明として、C8党ビラの配布に関する法人の調査については、団体交渉事項ではなく、いかなる団体の介入も認められない旨、同ビラに掲載された両名の写真と「こんにちは私たちはC8党です」というタイトルからすれば、両名を含む写真の掲載人物が「C8党」の「私たち」に該当し、同時に同ビラの作成者であるというように読み取れるとして、撮影者等を尋ねる質問に回答するよう指示する旨の記載があった。【甲7の1、甲7の2】

(11) 組合は、法人に対し、28年6月21日付け「団体交渉の件（抗議・再再要求）」と題する文書をファックスで送信した。同文書には、28. 6. 7団体交渉申入書と同旨の要求に加えて、A3副会長及びA4書記長の正当な組合活動への不当な介入となる業務命令や業務指示をやめ、

組合活動に関わる事項については、全て組合を通じて問合せや交渉を行うよう、再度強く求める旨の記載があった。【甲 30】

(12) 法人は、組合に対し、28年6月30日付け「ご連絡」と題する文書を交付した。同文書は、上記(11)の文書に対する回答として、C8党ビラ配布に関する調査は、法人の業務に対する違法な妨害行為を排除するために必須の管理行為であり、当該調査を対象とする団体交渉には応じられない旨、また、A3副分会長及びA4書記長の正当な組合活動との記載から、両名が組合活動としてC8党ビラを配布したことを自認したものと解釈する旨の記載があった。【甲 33】

(13) 法人は、A1分会長に対し、28年7月5日付け「業務指示書：『C9文書』事件に関する意見書の提出について」と題する文書（以下「28.7.5業務指示書」という。）を渡した。同文書には、法人は、①C9ビラはA1分会長の指示により作成、配布されたものであると断定した、②A1分会長が、法人の職員に対し、C9ビラの作成について身代わりになるよう強要した事実を確認したとして、A1分会長に対し、①・②に対する意見書及び②の事実経過に関する報告書の提出を求める旨の記載があった。また、同文書には、C8党ビラに関する調査を続行しているためとして、同人の法人施設への立入りを引き続き禁止する旨の記載があった。【甲 14】

(14) 法人は、A3副分会長及びA4書記長に対し、28年7月13日付け「業務指示書『C8党ビラ問題その3』」と題する文書を渡した（28.7.13業務指示）。同文書には、法人は、C8党ビラそのものに抗議しない両名の姿勢に疑念を持っているとして、両名に対し、同ビラの内容を容認する姿勢を取っている理由等の質問について書面で回答するよう指示する旨の記載があった。【甲 8 の 1、甲 8 の 2】

(15) A1分会長は、法人に対し、28年7月14日付け「業務指示書：

『C 9 文書』事件に関する意見書の提出について」への意見・反論」と題する文書を交付した。同文書には、28. 7. 5 業務指示書にある C 9 ビラの作成、配布はもちろん、その他の関与も一切なく、また、身代わりを強要した事実は存在せず、いずれも事実無根の「でっちあげ」である旨、併せて、2 か月になろうとする出勤停止を直ちに撤回するよう強く求める旨の記載があった。【甲 72】

- (16) 組合は、法人に対し、28 年 7 月 25 日付け「抗議及び団体交渉申し入れ書」と題する文書（以下「28. 7. 25 抗議・団体交渉申入書」という。）をファクシミリで送信した。同文書には、28. 7. 5 業務指示書及び 28. 7. 13 業務指示の内容はいずれも「業務指示」の名を借りた不当労働行為であり、28. 5. 16 業務命令を含めて直ちに撤回するよう強く求める旨、また、28. 7. 5 業務指示書に記載された事実無根の「でっち上げ」について、直ちに組合及び A 1 分会長に明確に謝罪し、撤回するよう強く求める旨の記載があった。

併せて、28. 7. 25 抗議・団体交渉申入書には、① 28 年度夏季一時金の支給率について、「法人全体及び部署ごとの財務状況・稼働実績」など、その根拠を明らかにして説明すること、② 冷房等の故障している法人の施設について、直ちに応急措置を講じ、早急に設備補修等をとった手立てを取ることという追加要求事項を含め、28. 5. 28 団体交渉申入書以降の要求事項について、改めて団体交渉を申し入れる旨の記載があった。【甲 20】

- (17) 法人は、組合に対し、28 年 7 月 28 日付け「平成 28 年 7 月 25 日付ファクシミリに対する回答書」と題する文書を交付した。同文書には、28. 7. 25 抗議・団体交渉申入書に対し、「でっちあげ」とは A 1 分会長が C 8 党員ではないということかを尋ねる旨、また、28. 5. 16 業務命令等についての抗議は、C 8 党ビラの配布に関する調査は法

人にとって必須の管理行為であるから、的を射ない旨の記載があった。

併せて、同文書には、28.7.25抗議・団体交渉申入書の追加要求事項のうち、①については、過去の支給実績が団体交渉になじむのか明らかでなく、また、財務状況等は法人の経営管理に関わるとして、②については、当該施設には組合員は存在しないとして、いずれの団体交渉にも応じない旨の記載があった。【甲21】

(18) 組合は、法人に対し、28年8月1日付け「団体交渉拒否への抗議&団体交渉申し入れ（5度目）」と題する文書を渡した。同文書には、法人が、28.5.28団体交渉申入書による団体交渉申し入れから2か月以上経過しても団体交渉に応じていないことに抗議するとともに、28年7月の給与明細上の基本給が就業規則や給与表に根拠を持たない金額になっているとして、当該給与明細の内容について説明等を求めるといった追加要求事項を含め、これまでの要求事項について改めて団体交渉を求める旨の記載があった。【甲31】

(19) 法人は、A1分会長に対し、28年8月12日付け「業務指示書：『C9文書』事件に関する意見書の提出について（その2）」と題する文書を渡した。同文書には、上記(15)の意見・反論の文書に対し、C9文書の配布直後に、「間髪をいれず、何の根拠もなく、本件が『法人による謀略文書』であると即断したうえで」、A5職員を「『謀略事件』に関与したとして除名処分にするという異例とも言える処置をして」おり、「そのあまりの拙速な判断と処置は、貴殿自身が本件C9文書に深く関与していたからとの判断を可能とするものであり」、A5職員の「証言もほぼそれを裏付けるものとなっている」、所要の調査を経て、「当法人では、『C9文書はA1氏の指示により、作成、配布されたものであると断定せざるを得ない』との結論にいたった」との記載に続き、C9ビラに掲載されている写真、26.5.30除名通知の記載内容等に関

する質問について回答書等の提出を求める旨、また、C8党ビラを使った脅迫を受けている法人としては、可能な限り必要な手立ては取らなければならないとして、A1分会長の法人施設への立入りを引き続き禁止する旨の記載があった。【甲15】

- (20) A1分会長は、法人に対し、28年9月1日付け「「業務指示書：『C9文書』事件に関する意見書の提出について（その2）」への回答」と題する文書を渡した。同文書には、法人は、28.5.16業務命令に記載されたA1分会長がC8党ビラを頒布する様子を撮影した写真をいまだ提示せず、また、C9ビラについても、A5職員の証言のみに基づいた独自の思い込みを述べるばかりで、客観的事実やその根拠となる資料は一切提示していない旨、C9ビラに掲載された写真については関知しておらず、また、組合員の除名処分といった組合の内部問題については回答しかねる旨、併せて、3か月を経過した業務及び出勤の停止を直ちにやめるよう求める旨の記載があった。【乙14-6】

- (21) 組合は、28年9月13日、前記第1の1①ないし④及び⑥について、神奈川県労委に救済申立てを行った。

4 本件救済申立て後の労使事情

- (1) 法人は、A1分会長に対し、28年9月21日付け「業務指示書：『C9文書』事件に関する意見書の提出について（その3）」と題する文書（以下「28.9.21業務指示書」という。）を交付した。同文書には、上記3(20)のA1分会長による回答文書の内容についての反論や質問とともに、C9ビラとC8党ビラは、「文章の特異なフレーズや貴殿らの写真を使用しているという点で、その構成が似ており」、C9ビラには「『第一弾』との記載が大見出しであり」、その作成者が、「法人を陥れるための第二弾として」C8党ビラを作成した可能性があり、C9ビラに関する調査がC8党ビラに関する調査をも兼ねていると

- して、A1分会長に対する28.5.16業務命令による出勤停止等については変更しない旨の記載があった。【甲34】
- (2) 最高裁は、28年9月29日、28年（行ツ）第255号事件及び28年（行ヒ）第295号事件について、法人の上告を棄却し、上告受理の申立てを不受理とする決定（以下「前件最高裁決定」という。）をした。【甲57】
- (3) 組合は、法人に対し、28年10月6日付け「団体交渉申し入れ書」と題する文書（以下「28.10.6団体交渉申入書」という。）をファクシミリで送信した。同文書には、28.5.28団体交渉申入書提出以降の要求事項に加え、上記(2)の前件最高裁決定により前件申立てに係る法人の不当労働行為が確定したことから、前件初審命令を直ちに履行すること、多額の資金を費やしてきた全ての裁判について解決を図り、具体的な責任を取って速やかに退陣することを要求事項とする団体交渉を申し入れる旨の記載があった。【乙1】
- (4) 法人は、28年10月10日から同月20日までの間、C1、C2及びC5地域ケアセンターの各職員休憩室において、前件初審命令の一内容である文書の掲示を履行した。【乙7、乙8】
- (5) 法人は、組合に対し、28年10月11日付け「平成28年10月6日付ファクシミリに対する回答書」と題する文書（以下「28.10.11回答書」という。）を交付した。同文書には、28.10.6団体交渉申入書に対する回答として、前件初審命令の履行は法令に従って実施するものであること、法人の裁判権の行使は憲法上保障されていること、現理事らの去就は人事権・経営権に関するものであることなどから、いずれの要求事項も団体交渉の議題にはなじまず、団体交渉には応諾しかねる旨の記載があった。【甲45】
- (6) 法人は、A1分会長に対し、28年10月11日付け「H28.09.

30付『辞令』交付及びご連絡』」と題する文書及び同年9月30日付け辞令（以下「28.9.30辞令」という。）を交付した。

上記連絡文書には、次のように記載されていた。

「平成28年9月29日付最高裁判所決定『初審命令訂正後の主文2項』の速やかな履行を実施するため、別紙の「辞令」を交付する。

記

尚、貴殿に対しては、28年5月16日付業務命令書によって、①担当する一切の業務を停止すること、②就労場所への出勤停止、③当法人役員・職員への架電、電子装置を用いた文書の送信、文書の郵送、面会等を実施してはならないことを命じておりますが、本辞令の交付によっても、引き続きこれらの行為を禁ずることには変わりはない旨付言いたします。」

また、28.9.30辞令には、A1分会長を同年9月30日付けでC2の主任生活相談員に任命する旨、また主任生活相談員の業務として、「①本件施設の入居希望者や家族に対する入居相談、本件施設見学への対応、入居面接・アセスメントの実施及び入居者判定会議への参画」、「②入居者の生活全般に関する相談、援助、代行及び苦情への対応」等が掲げられていた。【乙9、乙10】

(7) 組合は、法人に対し、28年10月13日付け「抗議及び団体交渉申し入れ」と題する文書（以下「28.10.13団体交渉申入書」という。）を交付した。同文書には、28.10.11回答書について、到底通用しない理由をつけて団体交渉を拒否するものであり、強く抗議するとともに、組合が28.10.6団体交渉申入書により団体交渉を要求した事項がいずれも団体交渉事項になることは当然であるから、改めて団体交渉を申し入れる旨の記載があった。【乙2】

(8) A1分会長は、法人に対し、28年10月17日付け「業務指示書：

『C9文書』事件に関する意見書の提出について（その3）への意見・回答」と題する文書を渡した。同文書には、法人の28.9.21業務指示書の内容に反論した上で、28.9.30辞令のとおり職場に復帰させるよう求める旨の記載があった。【甲73】

(9) 組合は、法人に対し、28年10月19日付け「『団体交渉申し入れ』の件」と題する文書（以下「28.10.19団体交渉申入書」という。）を渡した。同文書には、28.10.13団体交渉申入書を提出してから5日が過ぎてもなお、法人が組合の団体交渉申し入れを無視していることに強く抗議するとともに、速やかに団体交渉に応じるよう改めて強く求める旨の記載があった。【甲46】

(10) 組合は、法人に対し、28年10月24日付け「抗議及び団体交渉申し入れ」と題する文書（以下「28.10.24団体交渉申入書」という。）を渡した。同文書には、速やかに団体交渉に応じることを求める旨の記載があったが、法人がこれに回答しなかったため、組合は、法人に対し、28年11月8日付け「抗議及び団体交渉申し入れ及び要求事項追加」と題する文書（以下「28.11.8団体交渉申入書」という。）をファクシミリで送信した。同文書には、28.10.24団体交渉申入書を提出して以降、法人から何ら連絡がないことについて抗議するとともに、団体交渉に速やかに応じるよう求める旨の外、要求事項として、28年12月支給の冬季期末手当を追加する旨の記載があった。【乙3】

(11) 法人は、組合に対し、28年11月11日付け「平成28年11月8日付の団体交渉申し入れ及び要求事項に対する回答書」と題する文書（以下「28.11.11回答書」という。）を渡した。同文書には、28.11.8団体交渉申入書に対する回答として、28.10.6団体交渉申入書の要求事項は団体交渉事項ではなく、28.11.8団体

交渉申入書で追加された要求事項に限り団体交渉を行う旨、団体交渉において議論が28.10.6団体交渉申入書の要求事項に及んだ場合には直ちに団体交渉を打ち切る旨、団体交渉は28年11月17日に法人の施設外において行う旨記載されていた。【甲49】

- (12) 組合は、法人に対し、28年11月21日付け「団体交渉の件（日程・場所及び交渉議題の連絡・確認）」と題する文書（以下「28.11.21連絡・確認文書」という。）をファクシミリで送信した。同文書には、団体交渉の日程については、同年12月1日の実施を希望する旨、また、交渉の時間や場所に加えて、要求事項として、「①『A1分会長への出勤停止』の件」、「②『確定した労働委員会命令の履行』の件」、「③①②に関わる『法人・理事長の責任と今後の対応』の件」、「④『2016年12月支給の冬季期末手当』の件」、「⑤A2組合員への『損害賠償請求訴訟』の件」、「⑥A1分会長への『主任手当』の件」を挙げ、これら要求事項全てを交渉議題とすることの確認を求める旨の記載があった。このうち、⑤は、上記訴訟を取り下げて、A2組合員に謝罪すること、⑥は、28.9.30辞令によって主任生活相談員となったA1分会長に「主任手当」を給与規定に基づいて直ちに支給することなどを内容とするものであり、いずれも新たに追加された事項であった。【乙5】

- (13) 法人は、組合に対し、28年11月22日付け「平成28年11月21日付ファクシミリに対する回答書」と題する文書（以下「28.11.22回答書」という。）を渡した。同文書には、28.11.21組合文書に対する回答として「以下のとおり、現状では、12月1日に予定しております団体交渉は、貴殿の責に帰すべき事由により開催できかねます。」との冒頭の記載に続き、28.11.21連絡・確認文書の要求事項のうち、①「A1分会長への出勤停止」は、C8党ビラに関する

調査に必要な範囲で行っているものであり、交渉事項とはしない旨、②「確定した労働委員会命令の履行」は、既に行っていると理解している旨、③「法人・理事長の責任と今後の対応」は、経営権・人事権に関することから、交渉事項とはしない旨、④「2016年12月支給の冬季期末手当」は、28.11.11回答書のとおりである旨、⑤「損害賠償請求訴訟」は、憲法で保障された法人の裁判権を妨害することを内容とするもので強く抗議するとともに、A1分会長が法人に対して「団体交渉の席上、A2組合員への損害賠償請求訴訟について、取り下げを要求したり謝罪を要求することは一切しない」旨の文書を28年11月25日までに交付することを要求し、⑤を交渉事項とする限り、全ての団体交渉に応じない旨、⑥「主任手当」は、「元の職種へ復帰させよとの命令後、貴殿を元の職種へ復帰させた際、既に別の生活相談員が着任していたことから、『生活相談員』が複数となり、貴殿において他の相談員と差を設けろと要求したことに対応したもの」で、A1分会長は「本来的な主任」とは異なり、また、「手当とは、実働や実体により支給されるものであることから」、生活相談員の業務を行っていない同人に支給することはできない旨の記載があった。

この後、組合と法人の間で団体交渉の開催について文書のやり取りがなされたが、12月1日に団体交渉は開催されなかった。【甲52、甲53、乙6】

- (14) 横浜地方検察庁川崎支部の検察官は、A1分会長に対し、29年1月18日付け「不起訴処分告知書」と題する文書を交付した。同文書には、本件告発に関し、「貴殿に対する偽造有印私文書行使被疑事件については、平成28年12月27日公訴を提起しない処分をしました。」と記載されていた。【甲37】
- (15) 組合と法人とは、29年3月9日に開催された神奈川県労委の第3回

調査期日の前に、三者委員立会いの下で団体交渉を行った。組合側の出席者は、A 1 分会長、A 6 弁護士、A 7 弁護士及びA 4 書記長外 2 名であり、法人側は、B 2 理事長、B 3 弁護士外 4 名であった。主な交渉内容は、次のとおりであった。

ア 確定命令の履行について

確定命令の完全実施について、組合側が、陳謝文の手交がなされていない旨述べたところ、法人は、救済命令の履行は、判決に基づいて正しく行っている旨、陳謝文の手交は命じられていない認識だったものの確認する旨、確定命令の主文に記載された内容以上のことをやるつもりはない旨述べた。

組合は、A 1 分会長が原職に復帰できていないのは前件救済命令の不履行である旨述べたところ、法人は、辞令を交付しており、命令は履行している旨、A 1 分会長が出勤できていないのは別の理由によるものである旨述べた。

イ 28.5.16 業務命令について

組合は、同文書にも記載のあるA 1 分会長がC 8 党ビラを大量に頒布しているとする写真を提示するよう求めたところ、法人は調査中であるから見せられないと述べた。また、法人は、C 8 党ビラは、A 1 分会長を出勤停止とした根拠の一つであるが、これまでの調査で他の職員より、A 1 分会長からパワーハラスメントや脅迫を受けているので出勤させないでほしいと求められている旨述べた。組合は、そのような要求を行った職員とは誰かと尋ねたところ、法人は回答しなかった。また、法人は、C 8 党ビラは、法人への脅迫かつ刑事問題であるので出勤停止を続けている旨述べた。

C 8 党ビラに関する調査期間について、組合側は、28.5.24 事情聴取において、B 3 弁護士が1 か月もかかるものではない旨

述べたにもかかわらず、既に10か月が過ぎている旨述べたところ、法人側は、調査が難航して長くかかっているだけである旨述べた。調査が長期化している理由について、法人は、A1分会長が法人の質問に回答しなかったことを挙げたところ、組合側は、法人からの質問書には回答している旨、調査には協力してきているが、思想信条や組合内部に係ることには回答できない旨述べた。

組合が、C8党ビラについて調査を行うとしても、出勤停止、とりわけ施設への立入りを禁止する必要はない旨述べると、法人は、C9ビラ、C8党ビラ、A1分会長によるパワーハラスメント等を一括して調査している中でA1分会長が施設に立ち入ることによる危険性もあると認識している旨述べた。【甲43】

- (16) 法人は、A1分会長に対し、29年4月1日付け「業務命令書」と題する文書（以下「29.4.1業務命令書」という。）を交付した。同文書には、同人によるA5職員に対する長期にわたるいじめについて、法人として厳格に対処せざるを得ないと判断した旨、C8党ビラを大量に頒布した疑いが濃厚であり、証拠隠滅のおそれがあったことから、法人施設への立入りを禁止してきたところ、上記の人権侵害行為が確実であると判断されたことから、A1分会長に対し、当面の間、C2及び法人施設への立入りの禁止並びに在宅勤務を命じる旨の記載があった。

なお、法人は、A3副分会長及びA4書記長に対して、同じく29年4月1日付け「業務命令書」と題する文書を渡した。同文書にも、C9ビラや告発文に関する質問が記載されていた。【甲44の1～3】

- (17) A1分会長は、法人に対し、29年4月7日付け「2017年4月1日付『業務命令書』への回答（意見・反論）」と題する文書を渡した。同文書には、法人の29.4.1業務命令書の内容は極めて不当なものであり、業務命令の名を借りた不当な要求は組合や組合員に対する不当

な攻撃とみなす旨、また、A5職員に対する人権侵害行為については全くの事実無根であり、あまりに一方的な処分を認めることはできないとして、強く抗議し、謝罪のうえ撤回するよう強く求める旨の記載があった。【甲74】

- (18) 組合は、29年6月29日、前記第1の1⑤について、神奈川県労委に追加して救済申立てを行った。
- (19) 法人は、29年7月11日に開催された神奈川県労委の第5回調査期日において、法人本部法務部が、B2理事長宛てに作成した29年7月1日付け「報告書 件名：『C8党書面』（『麻生区近隣の皆さん、こんにちはC8党です』と題する書面）に関する調査報告」と題する文書（以下「29.7.1報告書」という。）を証拠として提出した。同文書には、C8党ビラは、C9ビラと同様、「法人が組合を攻撃しているとの絵がほしい」と考えたA1分会長が法人を陥れるために作成、配布したもので間違いなく、その構成や性格からして、C9ビラの第二弾といえるものであり、また、個別的具体的には、A5職員に対して精神的圧迫を加えるために作成され、「極めて陰湿な手法で法人の調査を妨害しようとしたものと結論でき」として、C9ビラに対する結論をもって、同時にC8党ビラについても判断して差し支えないと考える旨の記載があった。

また、29.7.1報告書には、「配布状況を写した写真」として、複数のC8党ビラを重ねて撮影された写真1枚、駐車中の車両のワイパーにC8党ビラらしき紙が挟まれている様子を撮影した写真4枚、男性1名を背後から撮影した写真1枚及び別の男性1名を横から撮影した写真1枚が添付されていた。なお、背後から撮影された男性が何かを持っているかどうか、また、横から撮影された男性が手にしているものが何か、これら男性が何をしているのかはいずれも判然としないものであ

った。【乙12】

- (20) 法人は、A1分会長に対し、30年2月9日付け「処分決定通知書」と題する文書を渡した。同文書には、C9ビラ、告発文及びC8党ビラといった一連の文書配布事件を調査した結果に基づき、同月8日の理事会決定として、A1分会長に対し、就業規則により諭旨免職処分とし、同月28日までに退職届を提出するよう勧告をし、退職届が提出されない場合には、同年3月31日をもって懲戒解雇処分とする旨の記載があった。

上記処分決定通知書には、処分理由として、次のように記載されていた。なお、ここで「K職員」とはA5職員を指す。

「『C9文書事件』から始まる一連の事件は、違法に当法人施設内に文書が配布されたという単なる『怪文書事件』にとどまるものではありませんでした。

A1職員は、法人を陥れるために何の罪もないK職員をC9文書の作成、配布の実行者にしたてあげ『法人に指示された』との虚偽の証言をするように強要し、それが拒否されるや、一転して真実が暴露されることを恐れ、口止めのためK職員を脅迫するという行為におよび、脅迫されたK職員は、PTSDを発症してしまいました。その結果、平成29年6月には、C2での勤務が精神的に不可能になり、長年勤めていたC2からの配置転換を余儀なくされました。

法人を陥れるための『C9文書』の作成、配布は、明らかに法人を陥れるための偽計行為であり、著しく法人の名誉を棄損しました。また女性職員のプライバシーを暴露したかのような記述は、明確にセクシャルハラスメントに該当します。(中略)

また、K職員に対する『C9文書を作成、配布したのが自分だと』名乗り出るように強要した行為は、先輩職員としての地位を利用したパ

ワーハラスメントであり、職場の先輩職員としての地位を利用した『苛め』以外のなにものでもありません。さらに、その結果としてK職員が精神的疾患を発症し、職場異動を余儀なくされたことは、K職員に対する傷害行為に当たるうえ、法人業務を著しく妨害しました。（中略）

以上のような偽計行為、名誉棄損行為、セクシャルハラスメント行為、パワーハラスメント行為、傷害行為、業務妨害行為が明白でありながら、A1職員は謝罪することもなく、法人の事情聴取を拒否したうえ、あろうことか事件は『K職員のデマであり、法人のでっち上げである』との主張を公開の場で弁明、表明し、K職員に対する『二次的被害』あるいは『報復的行為』を惹起しかねない行為に及びました。（中略）

もはや法人の指導による更生は不可能と言わざるを得ず、当法人施設にとどまった場合にK職員に対する報復行為が行われることは必定であり、また自身に従わないとみなされた職員に対して同様のハラスメント行為が繰り返されることは必定と言わざるを得ず、懲戒処分相当と判断致しました。

一方で、事件がK職員に対する傷害行為に及んだ事に踏まえ刑事告訴すべきとの意見がだされましたが、告訴になった場合のK職員の精神的負担の大きさや、報復的行為の可能性を考慮しこれを採用しないこととし、また、A1職員の年齢や家族構成を配慮し、諭旨勧告処分とするのが妥当との意見を採用することに致しました。

尚、本件の一連の事件については、C1分会が組織的決定のもとに実行したとの確証はなく、A1職員が自身の判断のもと、個人的に引き起こしたものと判断し、C1分会に所属する他の職員に対する処分は行わないことと致しました。」【甲61、甲75】

- (21) A1分会長は、法人による上記(16)の処分について、横浜地裁に、地位確認等を求める訴訟を提起し、同地裁は、31年3月26日、A1

分会長が法人に対し、労働契約上の権利を有する地位のあること等を認める判決を言い渡した。【甲 86】

第4 当委員会の判断

1 組合の申立人適格について

法人は、法人の施設長であったA2組合員は管理監督者といえるから、同人が加入する組合は、労組法第2条ただし書第1号に該当し、労組法上の労働組合たる要件を充足せず、申立人適格がないと主張する。

この点、労組法第2条ただし書第1号は、本来労働組合が自主的に決すべき構成員の範囲について、労働組合の自主性を確保するという見地から、使用者側の利益を代表する立場にあると評価できる一定の労働者（以下「使用者の利益代表者」という。）をその対象外とする趣旨の規定であるから、その労働者が使用者の利益代表者に該当するか否かは、その者が実際に付与された権限やその者が実際に置かれている状態等をも考慮して、その者が加入することにより、使用者と対等の立場に立つべき労働組合の自主性が損なわれるかどうかの観点から、個別具体的に判断すべきである。

そこで検討すると、前記第3の1(1)ウ認定のとおり、A2組合員は、22年9月1日に幹部候補職員である事務局長として採用されたが、25年6月1日付けで適格性の欠如を理由としてC1の施設長に配転され、翌年には26.2.7施設長解任及び就業拒否通知により、26年2月8日以降の就業と法人施設敷地内への立入りを禁じられるとともに同月28日付けで施設長を解任する旨の通告を受け、上記通知を受けた直後の同月10日に組合に加入した。A2組合員は同年2月28日に施設長を解任された後、同年3月25日付けで解雇され、別件訴訟において当該解任及び解雇を争ってきた。

法人は、施設長は当該施設の職員の管理監督を行う立場にあり、A2組

合員は実際にC1において職員の管理監督を行っていたと主張する。しかし、上記のとおり、A2組合員が組合に加入したのは法人から26.2.7施設長解任及び就業拒否通知を受けた直後であること、また、その後実際に同年2月28日付けで施設長を解任されたことが認められる。このような同人の置かれていた状況に鑑みると、A2組合員が組合に加入することにより組合の自主性が損なわれるおそれがあったとは認められず、同人は使用者の利益代表者には該当しない。また、他に、本件の各申立事実の発生から再審査結審時までの間、使用者の利益代表者が組合に加入していたと認めるに足る証拠はない。

したがって、法人の主張は採用できず、組合は法適合組合として、申立人適格が認められる。

2 争点1（本件告発は、労組法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるか）について

労組法第27条第2項は、行為の日（継続する行為にあってはその終了した日）から1年を経過した事件に係る救済申立てを受けることができない旨定めているところ、前記第3の2(11)認定のとおり、本件告発は27年4月7日であり、これに係る救済申立ては28年9月13日であって1年以上が経過していることは明らかである。

組合は、申立期間の起算点について、法人は不起訴処分があった同年12月27日まで本件告発を維持継続しており、A1分会長が警察からの事情聴取により本件告発の事実を知った同年3月30日とすべきであると主張するが、本件告発は労組法27条2項にいう「継続する行為」とは認められず、組合の主張は採用できない。

よって、本件告発に係る救済申立ては、申立期間を徒過したものであることから、却下する。

3 争点2（法人が、28.3.7最終調査報告書において、26年3月か

ら4月にかけて法人施設内で配布されたビラ（C9ビラ）の作成を指示したのはA1分会長であると結論付けたことは、労組法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるか）について

前記第3の2(4)認定のとおり、C9ビラは、A1分会長らの写真を掲載し、法人の全職員に向けて組合活動を非難する内容のものであったところ、同3(2)認定のとおり、法人は、28.3.7最終調査報告書において、C9ビラは法人の職員に関する不祥事に対する揶揄やセクシュアルハラスメントを含む文書で大変問題があると述べ、法人としては、A1分会長の指示によりC9文書が作成されたとする告発文の内容はほぼ事実であろうと考えるのが適切であるとして、C9ビラの作成を指示したのはA1分会長であると結論付けた。そして、同報告書を添付した28.5.18報告書を組合に送付するに当たり、法人の調査結果について意見等があれば文書で提出するよう求めた。

28.3.7最終調査報告書の作成及び組合への送付は、前記第3の1ないし3認定のとおり、23年2月21日にA1分会長がC2の生活相談員の責任者を解任されてから労使紛争が長期化する中で、組合及びA1分会長へのけん制として行われたものと捉えられないではない。

他方、C9ビラの内容が法人の全職員に向けて組合活動を非難するものであったこと、及び同2(5)認定のとおり、組合がC9ビラに関する調査を早急に行って見解を提示するよう法人に要請したことからすれば、法人が同ビラの作成者を早急に特定しようとしたこと自体は理解し得るところである。また、同報告書の内容を見ると、同3(2)イ認定のとおり、A5職員の組合除名処分から拙速に結論を導き出している部分が見られるものの、全体の事実関係は、同ビラの記載内容やその背景事情を踏まえておおむね客観的に記述されているといえることができる。また、同報告書は組合の上記要請を受けて法人の見解を示したものであり、法人は同報告書を分会に

送付するに当たり、法人が組合に対して当該調査結果への意見を求めている。これらの点を併せ考慮すると、同報告書は、A1分会長がC9ビラを作成したと一方的に結論付けることにより、同人に対して解雇や懲戒処分などの不利益処分を行う根拠としたり、職場における同人の評判を低下させたりすること等を目的として作成されたものとまでは認め難い。

そうすると、法人が、28.3.7最終調査報告書においてA1分会長がC9ビラの作成を指示したと結論付けたこと、同報告書を組合に送付したことは、A1分会長の組合活動を理由とする不利益取扱い（労組法第7条第1号）には該当しない。また、同報告書が法人の職員に広く配布された事実は認められず、その他、法人が同報告書においてC9ビラの作成を指示したのはA1分会長であると結論付けたこと及び同報告書を組合に送付したことが、組合の運営や活動を萎縮させる等の影響を与えたことを示す事実も認められないから、組合に対する支配介入（同第3号）にも該当しない。

4 争点3（A2組合員に対する28.5.16業務命令は、労組法第7条第1号の不当労働行為に当たるか）について

前記第3の1(1)ウ認定のとおり、法人は、A2組合員に対し、26.2.7施設長解任及び就業拒否通知により、26年2月8日から法人関係者との接触や施設敷地内への立入りを禁止するとともに、同月28日付けで施設長を解任した上、26.3.24解雇通知により、同年3月25日付けで解雇した。これに対し、同認定のとおり、A2組合員は、解雇に先立って組合に加入するとともに、労働契約上の地位確認等を求めて民事訴訟を提起し、同解雇の効力を争っていたところ、同3(1)ア認定のとおり、法人は、法人の業績を安定させてはならない、新たな職員や新たな利用者が利用できる環境としてもいけない旨記載されたC8党ビラを、A2組合員らが大量に頒布した疑いが生じたとし、その調査を行うため証拠等の隠滅を

防止する必要があることを理由として、A2組合員は既に当法人の職員ではないが、今後の司法の判断いかに鑑み、念のため、別途の業務命令があるまでとして、同人に対して28.5.16業務命令により、法人施設敷地内に立ち入ること、法人関係者と面会することや連絡をとることなど接触を一切禁止した。

法人は、A2組合員は既に解雇されていたため、28.5.16業務命令による不利益はないと主張する。しかし、法人が同命令を発した当時、A2組合員は民事訴訟において解雇の効力を争っており、その地位確認請求等が認容される可能性があったところ、28.5.16業務命令は、上記訴訟の結果にかかわらず、同人に対して組合員を含む法人関係者との接触及び法人施設への立入りを一切禁止して法人から完全に排除することにより、同人に新たな不利益を課すものであったといえることができる。

法人は、28.5.16業務命令は、A2組合員によるビラの大量頒布に関する証拠隠滅防止を理由として発したものであると主張し、その根拠として、29.7.1報告書に添付された写真を挙げる。しかし、同4(19)認定のとおり、写真の男性がA2組合員であるか、その男性が何をしているのか、また、手にしている物が何か等は判然とせず、この写真がA2組合員が同ビラを配布した場面を明らかにするものであるとは認め難い。このほか、A2組合員が同ビラの頒布に関与し、この件に関する証拠を隠滅するおそれがあったことを示す事実は認められない。そして、他にA2組合員に対して法人施設への立入りや法人関係者への接触禁止を命じる合理的な理由があったとも認められない。

かえって、前記第3の1ないし3認定のとおり、23年2月にA1分会長がC2の生活相談員の責任者を解任されて以来、法人と組合は激しく対立し、労使紛争が長期化していたのであり、上記のとおり法人がA2組合員に対して職員への接触や施設への立入りを改めて禁止する合理的理由が

認められないことからすると、法人は、施設長解任を通告されたA2組合員が組合に加入したことを嫌悪し、C8党ビラに関する事件を契機として、上記訴訟の結果にかかわらず、A2組合員を法人から完全に排除することを企図して28.5.16業務命令を発したものであるとすることができる。

よって、A2組合員に対する28.5.16業務命令は、労組法第7条第1号の不当労働行為に該当する。(なお、前記第3の1(1)ウのとおり、上記の解雇をめぐってA2組合員と法人の間には令和元年5月16日に和解が成立しているところ、法人は同和解により28.5.16業務命令が撤回されたと主張するが、当該事実を認めるに足りる証拠はない。)

5 争点4 (A3副分会長らに対する28.5.30業務命令等は、労組法第7条第1号の不当労働行為に当たるか) について

前記第3の3(1)イ認定のとおり、C8党ビラには、Y1の業績を安定させてはならない、新たな職員や新たな利用者が利用できる環境としてもいけない旨の記載があったところ、同(5)、(10)及び(14)認定のとおり、法人は、A3副分会長らに対し、①28.5.30業務命令により、C8党ビラは、同人らが写っている写真が掲載されており、同人らが当該ビラの作成に関与した疑いを抱かせるものであるとして、C8党に関わりがあるか、写真の撮影者を知っているか、当該ビラについて、作成者に心当たりはあるか、配布したか等について質問し、②28.6.15業務指示により、C8党ビラの配布に関する調査は団体交渉事項ではない、当該ビラの記載ぶりからすればA3副分会長らがC8党員であり、その作成者であると読み取れるとして、撮影者について質問し、③28.7.13業務指示により、当該ビラに抗議しない同人らの姿勢に疑問があり、その内容を容認する理由等について回答するよう求めた。これに対し、同(6)、(11)及び(16)認定のとおり、組合及びA3副分会長らは、同人らは一切関与しておらず、このような質問は団体交渉を通じてほしいと回答した。

上記のとおり、C8党ビラは、法人の業績を安定させてはならない等の不穏当な内容を含むものであり、法人が同ビラの作成配布について事実関係の調査を行う必要があると判断したこと自体は理解できるところである。しかし、28.5.30業務命令等については、C8党ビラの作成配布に関する質問に加え、A3副分会長らの所属政党を確認する思想信条に関する質問に対する回答を命じたものであったこと、法人がA3副分会長らの関与を強く疑っていることをうかがわせる記載があったこと、任意の聴取等の手続を経ずに業務命令の形でなされたこと、また、A3副分会長らがC8党ビラの作成配布への関与を否定し、今後の調査は組合を通してほしいと述べたにもかかわらず、同人らに対して直接質問を繰り返し行ったことが認められる。そうすると、同業務命令等は、たしかに回答しない場合に不利益処分を行うなどといった記載はないものの、C8党ビラの作成・配布に関する事実を確認するための任意的な聴取の範囲を超えて、A3副分会長らに圧力をかけ、動揺を与えて萎縮させるという行き過ぎた調査を繰り返したものであって、同人らに精神的不利益をもたらすものであったというべきである。

そして、前記第3の1ないし3認定のとおり、これら業務命令が出された当時、法人においてはA3副分会長らが加入する組合のA1分会長の処遇をめぐる激しく労使が対立していたこと、法人はA1分会長およびA2組合員がC8党ビラの作成配布に関与していたとして28.5.16業務命令により同人らの法人施設への立入り等を禁止したことが認められる。このような経緯と、上記のとおり法人がA3副分会長らに対して行き過ぎた調査を繰り返し行ったことからすると、法人が採った上記対応は、A3副分会長らが組合の組合員であることを理由としてなされたものというべきである。

よって、A3副分会長らに対する28.5.30業務命令等は、労組法

第7条第1号の不当労働行為に該当する。

6 結論

上記2及び3のとおり、本件告発に係る本件救済申立ては申立期間を徒過していること及び法人が28. 3. 7最終調査報告書においてC9ビラの作成を指示したのはA1分会長であると結論付けたことは不当労働行為に該当しないことから、これらの点に係る再審査申立ては棄却する。

一方、上記4及び5のとおり、A2組合員に対する28. 5. 16業務命令及びA3副分会長らに対する28. 5. 30業務命令等は労組法第7条第1号の不当労働行為に該当することから、初審命令主文第5項のうち、これらに係る救済申立てを棄却した部分を主文第1項のとおり取り消し、主文第2項のとおり命ずることとする。

以上のとおりであるから、A2組合員に対する28. 5. 16業務命令及びA3副分会長らに対する28. 5. 30業務命令等についての再審査申立てには理由があるが、その余の再審査申立てには理由がない。

よって、労組法第25条、第27条の17及び第27条の12並びに労働委員会規則第33条及び第55条の規定に基づき、主文のとおり命令する。

令和2年11月18日

中央労働委員会

第一部会長 荒木尚志